役員の報酬及び費用弁償に関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は、社会福祉法人大河原町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第２３条に基づき、役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

（役員の定義）

第２条　この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

（報酬及び費用弁償の支給）

第３条　役員には、勤務形態に応じて次のとおり報酬及び費用弁償を支給する。

（１）会長職については報酬を支給し、会長以外の役員については、報酬を支給しないこととする。

（２）理事会及びその他会議への出席、監事監査への出席等を行う場合は費用を弁償する。ただし、交通費の実費が費用弁償額を超える場合には、旅費に関する規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、費用弁償は行わない。

（報酬及び費用弁償の額）

第４条　報酬の額は月額３万円とし、費用弁償の額は、日額１，５００円とする。

（報酬及び費用弁償の支給方法）

第５条　役員に対する報酬及び費用弁償の支給時期は、次の各号により定める時期とする。

（１）報酬については、毎月２１日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、前日とする。

（２）費用弁償については、毎年３月末に弁償する。

２　報酬及び費用弁償の支払は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

（公表）

第６条　本会は、この規程をもって、社会福祉法第５９条の２第１項第２号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第７条　この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附　則

この規程は、平成３１年３月１５日から施行し、平成３０年４月１日より適用する。